

特記仕様書

本契約については、収穫調査委託仕様書、調査仕様書に定めるほか、以下によることとする。

- 1 標準地設定に当たっては、現地林分を十分踏査し設定すること。
- 2 樹種別区域図（縮尺 5,000 分の 1）を作成し提出すること。作成に当たっては、衛星画像等を参考にした上で、現地踏査を行うこと。
樹種別区域図には、標準地調査箇所を記載すること。
- 3 収穫区域界と収穫区域内の保残区域界の区域標示
 - （1）収穫区域界と収穫区域内の保残区域界に標示すること。区域界及び区域外縁立木標示・区域内縁立木標示については、監督職員の指示によるものとする。
 - （2）区域標示テープ色については、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
 - （3）区域標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 4 標準地の区域標示
 - （1）標準地の区域標示は外縁立木とし、テープ色については青色とするが、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
 - （2）区域標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 5 調査木へのナンバーテープ貼付けは、ホッチキス針 10 mm以上を使用し、2 針止めとすること。
- 6 特記仕様書外の事項について
特記仕様書に定めていない事項については、監督職員及び受託者が協議して定めるものとする。